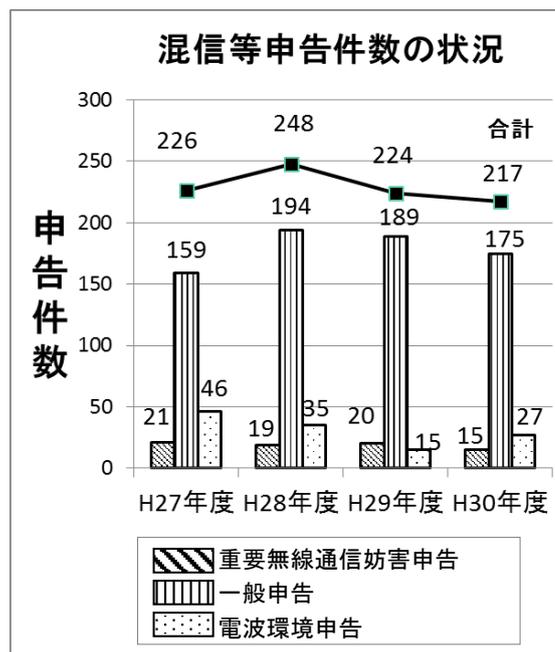


平成30年度 混信申告及び不法無線局等の措置状況

平成30年度の申告受付総件数は217件であり、昨年度と比べて3.2%減少し、重要無線通信妨害申告（携帯電話、海上関係、航空関係、消防・救急等の重要無線に対する混信妨害など）については15件と近年は減少傾向にあります。

一般申告（各種業務用、アマチュア無線、不法CB等に関する混信妨害など）は175件、電波環境申告（電話機・音響機器への障害、電波が人体に与える影響などの相談）は27件となっています。

また、自主的な電波監視も実施しています。



1 電波法令違反に対する行政処分等の対応

(1) アマチュア無線局の違反に対する対応

大型車両に設置されたアマチュア無線局の運用に対する申告が多く寄せられています。

電波監視により違反運用を確認した場合には、無線局運用者に対し電波規正用無線局※による規正や文書による行政指導等を実施しています。

なお、電波による規正に応じないなど、悪質な違反については、違反の経緯等について調査を行い、違反行為者に対して無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の行政処分を行っています。

※電波規正用無線局：ルールを守らないで運用している者に対し、通信を行っている周波数で直接呼びかけ、違反運用をやめるよう指導する無線局

内 訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電波規正用無線局による規正	264回	591回	956回	638回
文書による行政指導・処分	15件	26件	41件	16件

○主な違反の例

- ・ 目的外通信
仕事上の通信、音楽の送出
- ・ 使用区別違反

レピータ（中継局）を介さずに直接通信を行う、人工衛星を利用せずに直接通信を行うなど、定められた周波数・用途・電波型式を守らずに運用。

- ・識別信号（コールサイン）不送出
コールサインを送出せずに運用（無線局運用規則により、継続して送信するときでも、少なくとも10分に1回はコールサインを送出しなければならない。）
- ・無線局や無線従事者の免許範囲を超える出力での運用
- ・無許可での無線設備の変更

（2）業務用無線局（各種業務、簡易無線）の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、調査を行った上で、無線局運用者に対して文書等による行政指導や無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の行政処分を行っています。

内 訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
文書による行政指導・処分	2件	3件	2件	3件

○主な違反の例

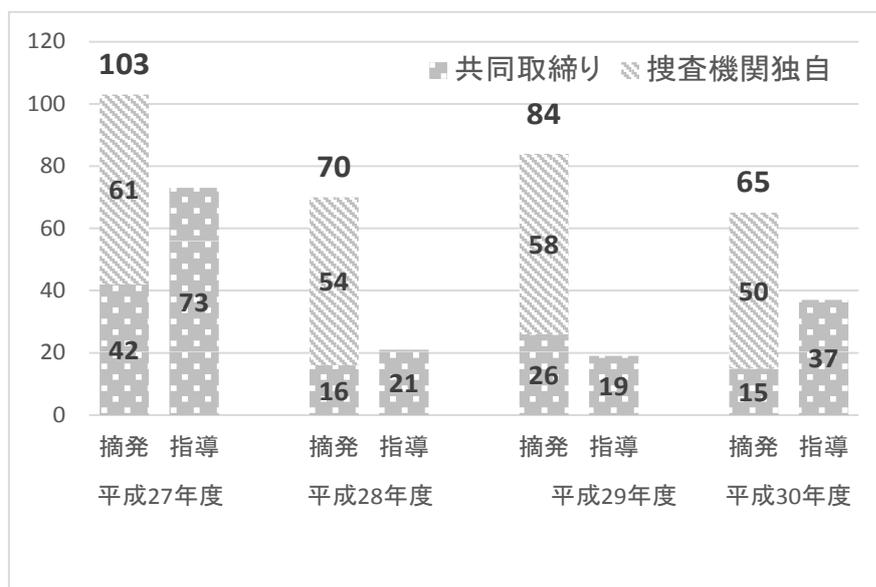
- ・無線局免許が、有効期間満了で失効したのに無線局を運用。

2 免許を受けずに開設している無線局の取締り

北海道総合通信局では、電波監視による発射源の探査に加えて、免許を受けず無線局を開設している悪質な電波法令違反者（不法無線局）に対して、路上や港湾等において警察署や海上保安部署などの捜査機関と共同で取締りを行っています。

また、捜査機関が独自に取締りを行い、囑託を受けて不法無線局に用いられていた設備の鑑定を行うこともあります。

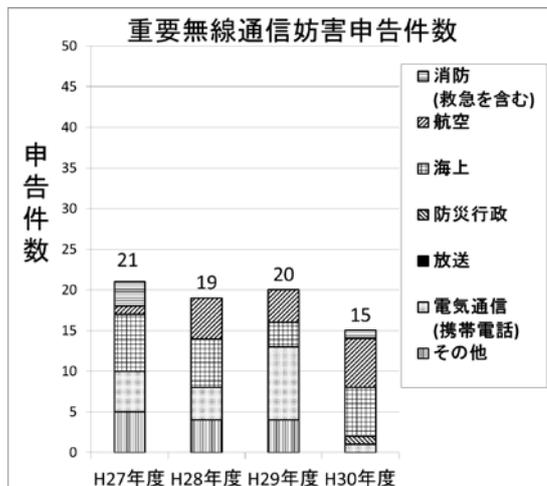
平成30年度の取締り状況は次のとおりです。



3 重要無線通信妨害への対策

(1) 重要無線通信妨害への迅速な対応

重要無線通信に対する混信妨害申告15件に関し、妨害源を特定した3件については、原因者に対して措置するよう指導しました。また、妨害源を特定するまでに自然消滅した6件については、申告のあった周波数と、その近傍の周波数も確認した上で、調査を終了しています。海上の遭難信号の方位測定依頼及び航空関係の申告が他の重要無線通信妨害申告に比較して多い状況にあります。



【申告件数の内訳】

申告項目	H27	H28	H29	H30
消防(救急を含む)	3	0	0	1
航空	1	5	4	6
海上	7	6	3	6
防災行政	0	0	0	1
放送	0	0	0	0
電気通信(携帯電話)	5	4	9	1
その他	5	4	4	0
合計	21	19	20	15

【年度】【平成30年度対応結果】

妨害源特定	3件
自然消滅	6件
方位測定依頼	6件
調査継続	0件
合計	15件

「平成 30 年度に北海道内で発生した重要無線通信妨害の例」

(カッコ内は調査年月及び所在地)

事例 1 衛星放送受信設備から携帯電話基地局への混信妨害 (平成 30 年 8 月小樽市)

携帯電話事業者から、携帯電話基地局に混信妨害があるとの申告を受け探査したところ、個人宅の衛星放送受信用パラボラアンテナとブースターを 2 分配しているスプリッタから漏洩電波が発射され妨害を与えていたことが判明しました。



調査中の様子

事例 2 テレビ受信ブースターから携帯電話基地局への混信妨害 (平成 30 年 8 月美瑛町)

携帯電話事業者から、携帯電話基地局に混信妨害があるとの申告を受け、探査したところ個人宅のテレビアンテナとテレビとを接続する同軸ケーブルの施工不良、受信ブースターの調整不良などにより、不要電波が発射され妨害を与えていたことが判明しました。



受信ブースターが異常発振し妨害



同軸ケーブルの施工不良
(コネクターを使用せず手ひねりで接続)

(2) 外国規格無線機の使用に対する対応

平成30年度の電波監視の結果では、日本人がインターネットなどで購入した外国規格の無線機を業務通信や私的通信に使用する事例が多数ありました。

電波監視により確認した運用者に対しては、調査を行った上で、無線機を使用しないよう指導等を行っています。

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機は、観光で来道する外国人が家族や仲間同士の連絡手段として使用する場合もあることから、今後も空港やスキー場などで周知活動を行うこととしています。

【外国規格無線機の指導状況】

指導内訳	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	局数	件数	局数	件数	局数	件数	局数
外国規格無線機	28件	116局	10件	48局	5件	35局	4件	19局
(内訳)法人(国内)	9社	38局	5社	38局	1社	10局	1社	5局
個人	19名	78局	5名	10局	4名	25局	3名	14局